

「大正八年着手 昭和五年結了 利根川河川台帳」の調製

増山聖子

I. はじめに

埼玉県は「川の国埼玉」と表現されるなど、川との関わりが深い県である。県土面積に占める河川の割合が3.9%¹⁾であるほか、鴻巣市と吉見町の境を流れる荒川の川幅も2,500メートルと日本一である²⁾。

埼玉県の地形は八王子構造線によって「秩父山地」と「埼玉平野」に分けられ、埼玉平野には10の台地群の他に利根川や荒川が運んだ土砂でつくられた沖積低地が広がっている。沖積低地の中でも中川低地は、江戸幕府による人工的な瀬替が行われるまで、利根川や渡良瀬川、思川、荒川（現綾瀬川・元荒川）が乱流する広大な沼沢地であった。瀬替により乱流・派川が整理され、これらの河川は現在のような流路となった³⁾が、江戸時代から現在に至るまでの河川改修については、当館に収蔵されている多くの資料からも確認が可能である。

当館には河川改修以外にも多くの河川に関する資料が収蔵されており、その中には河川図も多く存在する。特に、明治後期から昭和20年代にかけて調製された「河川台帳付図」との名称を用いられている資料は、524種1,045点⁴⁾あり、近現代における県内の主要河川を知るための貴重な資料群となっている。河川台帳付図についての先行研究は、河田重三⁵⁾が、荒川についての河川台帳付図の作成範囲を明らかにし、図の特徴をまとめている。また田玉徳明⁶⁾は、長野県立歴史館が所蔵する3,292点の明治・大正期の測量地図より台帳図について図式の検討をおこなっている。川野俊幸⁷⁾は、福井県文書館が所蔵する河川台帳平面図について、京都府立総合資料館所蔵の河川関係図面と比較し、その作成経緯に

ついて考察している。しかし、これらの研究の多くが、作成根拠についての検討が十分とは言えず、図の読み解きや国との関わりについては課題が残っている。

河川台帳は、これまで多くの研究で述べられてきたとおり、「河川法」（明治29年4月7日法律第71号）第14条を根拠として調製されたものである。この法律では、「地方行政庁ハ其ノ管理ニ属スル河川ノ台帳ヲ調製シ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ」とあり、地方行政庁に対して台帳の作成が義務付けられている。

河川台帳の詳細は、「河川台帳ニ関スル件」（明治29年10月14日勅令第331号）および「河川台帳ニ関スル細則」（明治29年12月8日内務省令第13号）によって定められ、この規定に基づき調製がなされた。

「河川台帳ニ関スル件」第1条では、「河川台帳ハ帳簿及実測図ヲ以テ組成ス」とあり、河川台帳が帳簿と河川の実測図による構成であることがうたわれている。実際に当館では、渡良瀬川台帳帳簿、権現堂川台帳帳簿、利根川台帳帳簿を所蔵している⁸⁾が、河川台帳は帳簿を示し、実測図（平面図）は台帳（帳簿）の付図として扱われてきた。しかし、この条文では、実測図は付図ではなく、台帳であることが明記されている。河川台帳とは、河川台帳帳簿と河川台帳実測図で構成されている、との考えに立脚し、用語を定め考察を行うこととした。

そこで本稿では、台帳帳簿と台帳実測図（平面図）が現存する「大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了 利根川河川台帳」を研究対象とし、以下3点について検討を行う。

1. 利根川河川台帳の調製範囲と調製根拠

2. 河川台帳調製のための三角点・水準点
3. 利根川河川台帳の調製目的

研究方法として、当館所蔵の行政文書、明治から大正にかけて出された法令や政策、そのほか現地踏査による確認も合わせて行った。

II. 利根川河川台帳の調製範囲と調製根拠

(1) 利根川に関する河川台帳関連図

明治30年（1897）1月1日、利根川は河川法適用河川となった。埼玉県分の区域は、児玉郡神保原村大字忍保地先（現、上里町）から北葛飾郡栗橋町（現、久喜市）迄であり、それに伴い河川台帳も調製されることとなった。当館が所蔵する利根川河川台帳関連資料は、利根川河川台帳帳簿（写真1）のほか、利根川河川台帳と冠している図が65葉ある。このほか利根川に関連する図が36葉あり、合わせて101葉ほど確認できる（表1）。図の点数は、荒川に次ぐ所蔵数となっている⁹⁾が、図の種類は、堤防図や横断面図など荒川と比べ多様である。資料の調製年は不明なものもあるが、明治後期から昭和5年までに作成されている。



写真1 利根川河川台帳帳簿
（埼玉県行政文書 明5821）

表1 利根川に関する実測図の点数

利根川河川台帳更正平面図（軟）	19葉	利根川尻堤斜詰図	9葉
利根川河川台帳更正平面図	19葉	利根川堤防関係図	1葉
利根川台帳更正堤防横断面図	3葉	烏川縦断面図 附利根川横断	2葉
利根川河川台帳平面図	20葉	利根川平面図	1葉
利根川河川台帳更正河川横断面図	4葉	利根川関係図	23葉

埼玉県立文書館所蔵「歴史資料(地図)目録」より作成

(2) 「大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了利根川河川台帳」

本稿の研究対象である「大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了 利根川河川台帳」（以下、利根川河川台帳とする）は、前述のとおり、台帳帳簿と台帳実測図がともに現存する資料である。利根川は、明治30年1月1日より河川法適用河川となったが、この資料も勿論この河川法認定により調製されたと思われる。

「大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了 利根川河川台帳帳簿」（以下、利根川河川台帳帳簿とする）は、同内容の帳簿が2冊ある。そのどちらも、埼玉県の県印はあるものの、連名で署名している群馬県の箇所には県印の捺印がなく、内務省へ提出した控として作成したものと思われる。表紙を除いて14枚あり、昭和5年（1930）2月25日付で内務大臣安達謙蔵より出された、利根川河川台帳記載事項中一部省略の認可（内務省玉土第6号）の写しと、埼玉県知事と群馬県知事連名で内務大臣宛にその省略認可に基づき台帳を調製した旨の文書（昭和5年1月30日 五土発第483号）が収められている。そして、「一水準基標」と題し、基標番号、切図番号、所在地など詳細をまとめている。水準基標は利根川右岸・左岸の16町村に一基ずつが設置されている。この水準基標についての考察はⅢ章にて後述する。

「大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了 利根川河川台帳平面図」（以下、利根川河川台帳平面図とする）は、20葉の資料群である（表2）。大正8年（1919）6月6日より昭和5年3月30日にかけて調製され、権現堂川の分岐点である豊田村（現、久喜市）から神保原村（現、上里町）までの利根川が17の切図で描かれている（図1）。20葉のうち4点は本調査で切図番号が明らかとなり、第二号（資料番号A2015）、第三号（資料番号A1988）、第五号（資料番号A1877）、第十三号（資料番号A1862）がこれにあたる。第五号については、題名部分に

欠損があり表記はみられないが、図中に描かれた前後の号数より第五号であることを推定した。また、同号数の図が複数あり、第一号 (A1859・A1987) (写真2)、第二号 (A1981・A2015)、第三号 (A1839・A1988) が2葉ずつある。3図6葉は共通した特徴を有し、表2に示したとおり、それぞれ和紙 (美濃紙) と洋紙 (原図紙)、一方には県印が捺印されているがもう一方には無く、縦が152cmもしくは153cmと146cmの2サイズに分けることが可能である。おそらく県印が捺印されている洋紙仕立てが副本であり、県印のない美濃紙仕立てが写しまたは控図であると思われる。



写真2 利根川河川台帳平面図 第一号 (奥よりA1859,A1987)

表2 大正八年六月着手 昭和五年三月三十日結了 利根川河川台帳平面図一覧

資料番号	図名	切図番号	調製年	範囲	縮尺	県名	県印	形態	寸法 (cm)	紙の種類
A1859	利根川河川台帳平面図	第一図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	五霞村 新郷村 東村 栗橋町 川辺村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	146 × 471	和紙
A1987	利根川河川台帳平面図	第一図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	五霞村 新郷村 東村 栗橋町 川辺村	1/1250	埼玉県 茨城県	有	巻物	153 × 517	洋紙
A1981	利根川河川台帳平面図	第二図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	原道村 東村 利島村 川辺村	1/1250	埼玉県	有	巻物	152 × 414	洋紙
A2015	利根川河川台帳平面図	[第二図]	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	原道村 東村 利島村 川辺村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	146 × 358	和紙
A1839	利根川河川台帳平面図	第三図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	大越村 原道村 利島村	1/1250	埼玉県	有	巻物	153 × 448	洋紙
A1988	利根川河川台帳平面図	[第三図]	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	大越村 原道村 利島村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	146 × 381	和紙
A1876	利根川河川台帳平面図	第四図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	大越村 村君村 利島村 大箇野村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	147 × 500	和紙
A1877	利根川河川台帳平面図	[第五図]	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	千代田村 村君村 川俣村 柳島村 井泉村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	147 × 530	和紙
A1857	利根川河川台帳平面図	第六図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	川俣村 新郷村 須賀村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	146 × 467	和紙
A1878	利根川河川台帳平面図	第七図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	須賀村 北河原村 奏村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	147 × 359	和紙
A1880	利根川河川台帳平面図	第八図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	大川村 北河原村 奏村 長井村 永楽村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	147 × 460	和紙
A1864	利根川河川台帳平面図	第九図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	長井村 妻沼村 男沼村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	147 × 447	和紙
A1861	利根川河川台帳平面図	第十図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	男沼村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	148 × 361	和紙
A1854	利根川河川台帳平面図	第十一図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	男沼村 明戸村	1/1250	埼玉県 群馬県	なし	巻物	290 × 146	和紙
A1882	利根川河川台帳平面図	第十二図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	明戸村	1/1250	埼玉県 群馬県	なし	巻物	290 × 147	和紙
A1862	利根川河川台帳平面図	[第十三図]	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	新会村 中瀬村 尾島村 世良田村 島村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	147 × 464	和紙
A1856	利根川河川台帳平面図	第十四図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	藤田村 仁手村 島村 豊受村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	147 × 443	和紙
A1706	利根川河川台帳平面図	第十五図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	仁手村 旭村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	271 × 145	和紙
A1875	利根川河川台帳平面図	第十六図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	神保原村 旭村 芝根村 名和村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	387 × 147	和紙
A1879	利根川河川台帳平面図	第十七図	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了	神保原村	1/1250	埼玉県	なし	巻物	310 × 145	和紙

埼玉県立文書館所蔵目録および調査により作成

〔大正八年着手 昭和五年結了 利根川河川台帳〕の調製（増山）

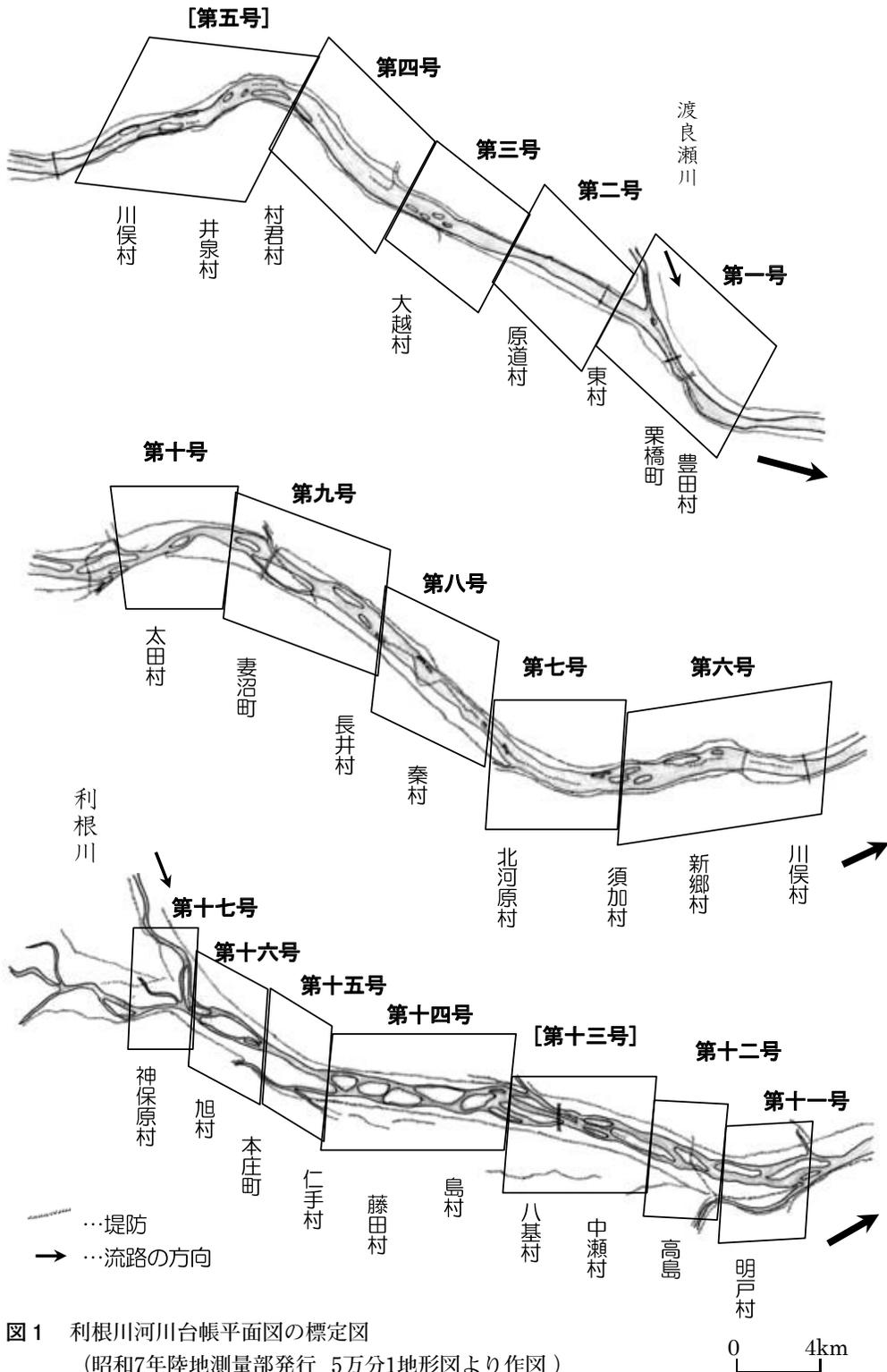


図1 利根川河川台帳平面図の標定図
 (昭和7年陸地測量部発行 5万分1地形図より作図)

第一号から第十七号まで、川下から川上へと作図されている。いずれの図も1,250分1縮尺、川の蛇行に合わせて平行四辺形または台形の図郭で描かれている。図によって描かれる範囲が異なることから、図の横の長さはさまざまであるが、縦の長さについては前述とおり和紙ではほぼ146cm、洋紙では153cmの定形になっている。彩色鮮やかで、堤防と水制工のほか、橋梁、渡船場、周辺民家や寺社、役所、学校など利根川を中心としてその周辺域も描かれている。

しかし、これまでの研究で河川台帳実測図(平面図)の作成根拠とされ、「河川台帳ニ関スル細則」と利根川河川台帳平面図を照らし合わせても、縮尺、切図の寸法が異なっている。実は、河川台帳調製根拠となっている「河川台帳ニ関スル件」(明治29年10月14日勅令第331号)および「河川台帳ニ関スル細則」は、ともに数度の改正が行われ「河川台帳ニ関スル細則」は、大正10年12月24日に内務省令第29号として内容を大幅に変え、「河川台帳ニ関スル件」も大正12年7月勅令第354号として、改正施行されている。

本研究対象である利根川河川台帳平面図は、昭和5年に結了していることから、この改正された法令に基づき調製されたものと思われる。次節では、条文と河川台帳平面図の対応について確認を行う。

(3) 大正10年改正「河川台帳ニ関スル細則」による利根川河川台帳の調製

本節では、改正された細則の条文と対応する利根川河川台帳平面図部分を照らし合わせて表示する。具体的な対応関係についての詳述はまとめて行う。

「河川台帳ニ関スル細則」

大正10年12月24日内務省令第29号

第一條 河川台帳ニ記載スヘキ事項ハ凡ソ

左ノ区域内ニ係ルモノトス

- 一 有堤部ニ於テハ堤外及堤防附近
- 一 無堤部ニ於テハ凡ソ洪水位ノ達スル区

域但シ氾濫スヘキ土地ニ於テハ相当ト認定シタル区域

第二條 河川台帳ノ河川平面図ハ縮尺千二百五十分ノトス

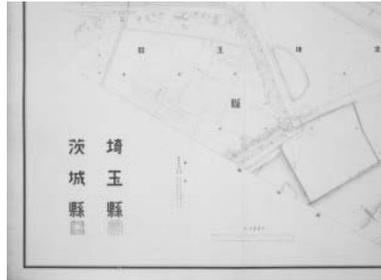


写真3 利根川河川台帳平面図 第一号
縮尺 部分 (A1987) 上下

第三條 河川台帳ニ用ウル尺度ハメートル単位トス水準基標ノ標高ハ小数点以下参位迄河川ノ附属物及工作物ノ標高、大小竝距離水位等ハ同式位迄ヲ示スモノトス

第四條 河川ノ平面測量ハ三角法ニ依ルヘシ府県知事ハ成ルヘク安全ノ地点ニ三角標ヲ設置若ハ選定シ之ヲ保存スヘシ

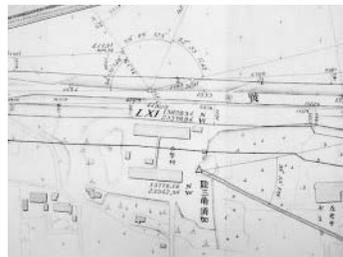


写真4 利根川河川台帳平面図 第六号
陸地測量部三角点須加 部分 (A1857)

第五條 府県知事ハ河川ノ兩岸凡ソ五千メートル毎ニ少クモ一箇所成ルヘク安全ノ地点ニ水準基標ヲ設置若ハ選定シ之ヲ保存

スヘシ水準基面ハ総テ東京湾中等潮位トス

**第六條 河川平面図ニハ真南北ヲ経トセル
経緯ヲ記入スヘシ**

前項ノ経緯線ハ三角点ノ一ヲ原点トシ経緯共其ノ間隔ヲ〇、四メートルトスヘシ
前項ノ原点ハ一河川（支派川ヲ含ム）一
点トスニ府県以上ニ跨ル河川ニ在テハ関
係府県知事協議ノ上之ヲ定ムヘシ



写真8 利根川河川台帳平面図 第四号
水準基標 部分 (A1876)



写真5 利根川河川台帳平面図 第一号
経緯 部分 (A1859) 左

写真6 利根川河川台帳平面図 第三号
経緯原点 部分 (A1839) 右

**第七條 三角点ハ其ノ位置、記号、番号、
経緯距及隣接三角点トノ角度ヲ河川平面
図ニ記載スヘシ**



写真7 利根川河川台帳平面図 第一号
三角点の詳細 部分 (A1859)

**第八條 水準基標ハ其ノ記号、番号、所在
地名及標高ヲ河川台帳ノ帳簿ニ記載シ尚
河川平面図ノ区域内ニ存在スルモノハ其
ノ位置、記号、番号及標高ヲ河川平面図
ニ記載スヘシ**

第九條 河川及其ノ附属物ノ敷地ハ総テ折
線ヲ以テ之ヲ区劃スヘシ但シ堤防以外ノ
附属物ノ全部若ハ又ハ堤敷内ニ在ル部分
ニ付テハ其ノ川敷内又ハ堤敷内ニ在ル部
分ニ付テハ其ノ敷地ヲ区劃セサルモノトス
前項ノ折線ノ交叉点ハ二箇ノ三角点ヲ連
結スル直線若ハ之ニ準スル直線ニ基キ支
距法ニ依リ之ヲ測定スヘシ川敷ノ区域ハ
青色実線、附属物敷ノ区域ハ褐色実線、
三角点連結線及之ニ準スル線ハ朱色実線、
支距線ハ朱色点線ヲ以テ河川平面図ニ記
入スヘシ但シ川敷線ト附属物敷線ト重複
スル部分ハ青色実線及複色実線ノ交互線
ヲ以テ記入スヘシ

前項但書ノ部分ノ支距ハ之ヲ記入セサル
モノトス

第十條 堤外地若ハ堤外地以外ノ河川附近
ノ土地ノ区域ニシテ川敷線若ハ附属物敷
線ニ依リ限ラレタル部分ノ外堤外地ノ区
域ハ紫色実線、河川附近ノ土地ノ区域ハ
緑色実線ヲ以テ河川平面図ニ記入スヘシ

第十一條 河口ヲ起点トシ百メートル毎ニ
本丁杭ヲ設置シ丁杭ニ基キ少クモ四百メ
ートル毎ニ河川横断面図ヲ測リ丁杭及横
断測量線（朱色波紙ヲ以テ示ス）ヲ河川平
面図ニ記入シ別ニ縮尺横二千五百分ノ一
縦百分ノ一ノ河川横断面図ヲ調製スヘシ
ニ府県以上ニ跨ル河川ニ在テハ関係府県
知事協議ノ上丁杭ヲ設置スヘシ

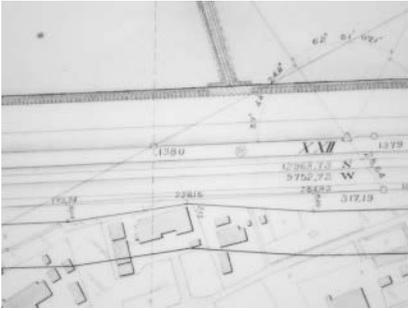
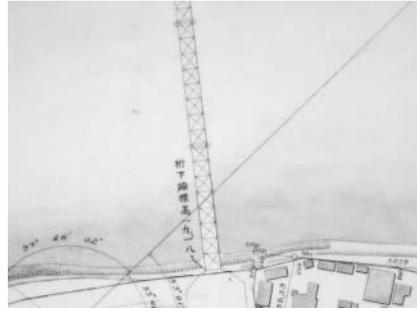


写真9 利根川河川台帳平面図 第一号
丁杭 部分 (A1859)



前ノ例ニ依ルコトヲ得

従前ノ規定ニ依リ調製シタル河川台帳ノ一部ノ更正ハ当分ノ内仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

明治二十九年十二月内務省令第十三號ハ之ヲ廃止ス

（注：下線は筆者による。以下同じ）

第一条では、河川台帳に描くべき区域が指示され、堤防がある部分では堤防付近と堤外地、堤防のない部分では洪水の際に浸水が想定される地域までを描くこととしている。

第二条では、河川平面図の縮尺は1,250分1と規定し、写真3にもあるとおりすべての図に同様の縮尺記号が描かれている。

第三条では、河川台帳においてはメートルを単位とし、数値については小数点以下第3位までとすることとしている。

第四条では、測量方法を三角測量と定め、府県知事に府県ごとに三角標の選定と保存が義務付けられた。写真4には、陸地測量部設置の三角点とギリシャ数字がふられた埼玉県が設置したと思われる三角点の2種類がみえる。

第五条では、府県知事に5,000mごとに1箇所の水準基標の選定と保存が定められ、利根川河川台帳帳簿に記されている水準基標はこの規定により設置されたものと考えられる。

第六条では、一河川に付き一点の三角点より経緯原点を定め、0.4メートル間隔で経緯線を記すことが規定されている。写真5にあるギリシャ数字で表現された斜線が経緯線であるが、経緯原点の数値は写真6のように図ごとに記されている。昭和16年(1941)に出版された『陸地測量部大三角点の利用法』には、利根川についての経緯原点は、陸地測量部東部原点を原点とすること¹⁰⁾としているが、東部原点と写真6の原点数値が異なることがわかる。

東部原点	}	東経 139° 44' 40." 5020
		北緯 36° 03' 34." 9523

第七条では、三角点の位置、記号、番号、経緯距離、隣接三角点との距離を記すことを指示している。写真7は陸地測量部設置の三角点「豊田(村)」¹¹⁾であるが、点から延びる線の間には隣接する点への角度が記されている。また位置については、写真7にあるように、図中に住所、地目が描かれている。

第八条では、水準基標の記号、番号、所在地名、標高を河川台帳帳簿に記載し、河川台帳平面図にも位置、記号、番号、標高を記載することと規定している。第五条同様、利根川河川台帳帳簿に記されている水準基標はこの規定により設置されたものと思われる。写真8は、ギリシャ数字のIVと表現された水準基標第四号と標高が描かれ、利根川河川台帳帳簿と対応がみられる。

第九条では、堤防のほか堤内地河川の附属物、川敷などの区画の色分けについて規定されている。

第十条においては、堤外地にかかわる区画の色分けについて規定がされている。第九条、第十条の色分けは大部分が反映されているものの、一部見られない色があり、経年による褪色によるものか、それとも初めから使用されなかったのかについての判断は難しい。

第十一条では、河口より100メートルごとに丁杭の設置が定められ、400メートルごとに河川の両岸で対応する丁杭をつなぐ横断面図の調製が定められている。写真9左下には丁杭と河川からの距離を表す赤丸に「1380」の数値と対岸の丁杭に伸びる点線がみえる。なお横断面図については、次節にて詳細を考察する。

第十二条では、河川の附属物、河川に影響を及ぼす工作物位置、形状、構造について河川平面図に描くこととしている。特に、堰堤、樋管、水閘、橋梁については、種類のほか構造の詳細図中に記すことが規定されている。写真10は、排水管、写真11は橋梁、写真12は元坎である。写真10を例にみると、「排水管 銅製 径0.66 四列 吐口 敷標高12.22」とあり、素材から構造まで詳細に描かれている。

第十三条では、河川台帳平面図に記載すべきものとして、重要な地物、流路、地名・境界、縮尺（梯尺）を挙げている。ランドマークとなる寺社や役所、学校が名称とともに描かれている。写真13のような矢印は流れの方向を表現し、地名や町村境や縮尺も図中に描かれている。

第十四条は、第二条と第十四条について、内務大臣の許可を受けることで省略することが認められている。利根川河川台帳平面図はすべて1,250分1縮尺で描かれているが、利根川河川台帳平面図 第一号には、流水の方向を表す矢印が無いなど省略がみられる。河川台帳帳簿には、内務大臣による記載省略の認可書写が収められていたが、この図面の省略がその内容と思われる。

(4) 利根川河川台帳の雛形による調製

河川台帳が大正10年12月24日に改正された「河川台帳ニ関スル細則」に基づいて概ね描かれていることは、前節で詳細を確認した。しかし、条文だけでは調製が難しいためか、翌年の大正11年6月16日には、内務省土木局長からの号外として埼玉県知事宛に、「大正十年十二月内務省令第二十九號ニ依ル河川台帳平面図及横断面図雛形各五葉及送付候」（埼玉県行政文書 大1302-20）として、平面図、横断面図の雛形が送られている。

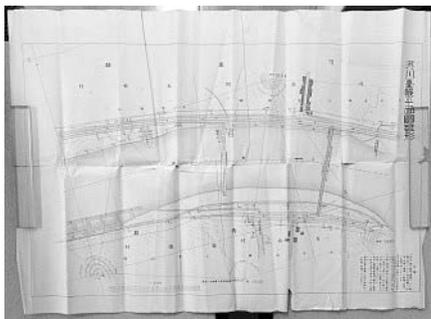


写真14 河川台帳平面図雛形
(埼玉県行政文書 大 1302-20)

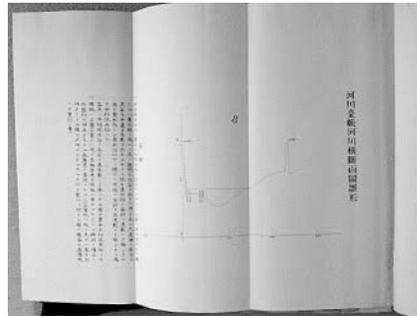


写真15 河川台帳横断面図雛形
(埼玉県行政文書 大 1302-20)

これは、細則と同日に出された「河川台帳ニ関スル細則改正ノ件」（大正10年12月24日発土第127号）として、土木局長から各府県知事宛てに出された通牒に「追而河川平面図ノ雛形ハ目下調製中ニ有之候ニ付出来ノ上ハ直ニ御送付可致候條御了知相成度尚記号ハ従前ノ通りト御承知相成度此段申添候」とあることから、この際に調製していたものが完成し送付されたものと思われる。

雛形は、河川台帳平面図と河川台帳横断面図について調製され、雛形には、図調製に関わる註釈が記され、細則を補うものとなっている。河川台帳平面図についての註釈は、以下のとおりである。

註釋

- 一、原点ヲ貫ク経線及緯線ニハ○ノ記號ヲ附シソレヨリ順次経線ニハE I、E II、…W I、W II、…緯線ニハN I、N II、…S I、S II…ノ記號ヲ附スルモノトス
- 一、河川平面図ノ区域外ニアル三角点ニハ其設置地名ヲ詳記スルモノトス
本雛形ニ於ケル三角点DVハ其一例ナリ
- 一、丁杭ハ特別ノ場合ノ外左岸ヲ本杭トシ右岸ヲ受杭トス、各丁杭ニハ河口ヲ起点トセル距離ヲ百メートル単位ニテ記載スルモノトス
- 一、河川ノ横断測量区域ハ特別ノ場合ノ外河川及河川附近ノ土地ノ区域トス

「大正八年着手 昭和五年結了 利根川河川台帳」の調製（増山）

一、原点ヲ貫ク経線ノ方向ヲ真南北トシ其
他ノ経線ハ之ヲ平行トス



写真16 利根川河川台帳横断面図 第二号
(A6222) 右, (A1927) 左

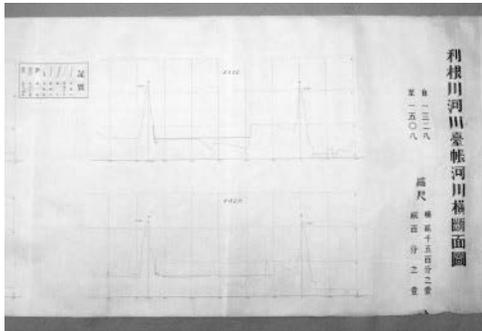


写真17 利根川河川台帳横断面図 第二号
(A1927)

註釈は概ね細則と同様であるため詳細確認は略すが、一点だけ確認しておくとして、最初の項目については河川台帳平面図中に記載されるNやWについての読み解きの答えと思われる。註釈によると、緯線にはN、経線にはWの記号を付すものとされており、図中の表現は経線と緯線であることはここから知ることができる。

さて、一方の河川台帳横断面図雛形であるが、これは細則の第十一条に規定され、調整が義務づけられている横断面図について出されたものである。まず当館において所蔵する横断面図について考察を行う。

当館所蔵の利根川関係図の中には、横断面図が4葉ある（表3）。4葉とも調製日は利根川河川台帳帳簿、利根川河川台帳平面図と同じ「大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了」であることから、この横断面図は帳簿、平面図と共になる図と考えられる。しかし、所蔵の図は第二号と第四号の2種のみで、完全ではない。4葉は、同じ範囲を描いたものが二巻ずつあり、表題にはそれぞれ「利根川河川台帳河川横断面図 第二号」、「利根川河川台帳河川横断面図 第四号」と題されている。縮尺は細則第十一条のとおり、縦1/2,500 横1/100で描かれている。凡例が記され、図の最後には埼玉県と群馬県の記名がされている。

表3 大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了 利根川河川台帳横断面図一覧

資料番号	図名	切図番号	調製年	範囲	縮尺	県名	県印	寸法 (cm)	形態	紙の種類
A1927	利根川河川台帳河川横断面図	第二号	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十一日結了	自1328 至1508	縦1/2500 横1/100	埼玉県 群馬県	なし	44×1212	巻物	和紙
A6222	利根川河川台帳河川横断面図	第二号	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十一日結了	自1328 至1508	縦1/2500 横1/100	埼玉県 群馬県	なし	44×1266	巻物	和紙
A1926	利根川河川台帳河川横断面図	第四号	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十一日結了	自1744 至1844	縦1/2500 横1/100	埼玉県 群馬県	なし	44×953	巻物	和紙
A6223	利根川河川台帳河川横断面図	第四号	大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十一日結了	自1744 至1844	縦1/2500 横1/100	埼玉県 群馬県	なし	44×975	巻物	和紙

埼玉県立文書館所蔵目録および調査により作成

表3のA1927とA6222は、「第二号」である。「自1328 至1508」とあり、これは河口からの距離を示している。実際には、132,800mから150,800mの間であるが、二桁省略されて書かれている。横断面図は紙面を上下二段に分けて使い、400メートル毎の断面図が描かれ、A1927には右岸と左岸の印が赤で描かれているが、A6222には右岸・左岸の印は見られない。美濃紙を裏打ちし、すべて縦の幅は44cmであるが、長さは図ごとに異なる。

A1922とA6223は、「第四号」である。「自1744 至1844」とあり、河口より174,400mから184,400mの間が描かれている。A1926には右岸左岸が描かれているが、A6223には右岸のみ印である。

この河口よりの距離を表す数字は、河川台帳平面図にも記されている。A1927とA6222の範囲は、利根川河川台帳平面図の第二号～第六号の途中、A1922とA6223は、第十三号の途中から第十七号までになっている。ここから、横断面図は現存のほか第一号(自1291至1327)、第三号(自1589 至1743)が調製されたと考えられる。

横断面図の雛形の註釈は以下のとおりである。

註釋

一、平均低水位又ハ累年平均水位ヲ記入スルモノトス茲ニ平均水位ト称スルハ量水標ノ満一ヶ年ノ観測水位 (毎日朝夕二回)ヲ或ル尺度毎ニ区分シ其区分中最多度数ヲ示セルモノニ就キ其水位ノ合計ヲ度数ニテ除シタル商ヲ常水位以下ノ総テノ水位ノ合計ヲ其度数ニテ除シタル商ヲ平均低水位トス

各年ノ平均低水位ノ合計ヲ其年数ニテ除シタル商ヲ累年平均低水位トス

一、用紙ハ上質(上質トハ紙ノ名称、普通方眼紙ニ用ユルモノ) トシ特別ノ場合ノ外縦約〇、四五メートル長適宜ノ巻物トスベシ(上質紙一枚ノ大サハ縦〇、九四メートル横〇、六四メートルナルヲ以テ豎二

ツ切トシ横ニ継合セ美濃紙ニテ裏打ノ事)

註釈下線部分に注目すると、ここでは横断面図の紙の種類とサイズについて指示が出されている。縦0.45メートルの適宜巻物とするとしており、実際の横断面図はすべて約44cmである。しかし、紙の素材は、洋紙である上質紙ではなく、美濃紙に裏打ちを施した巻物になっている。紙の質が規定と異なること、県印が捺印されていないことから平面図同様、写しまたは控図の可能性はある。ここからみても、これらの横断面図が利根川河川台帳とともに調製されたことは疑う余地がない。

本章では、大正10年に改正された「河川台帳ニ関スル細則」と雛形より、利根川河川台帳帳簿、利根川河川台帳平面図の調製について確認をおこなった。確認の結果、そのほとんどが細則と雛形どおりであることから、これらの台帳は大正10年に改正された「河川台帳ニ関スル細則」に則って調製されたことは言うまでもない。また、細則に規定され、雛形でも調製を義務づけている横断面図については、これまで河川台帳を構成する資料であるとは見られていなかった。しかし、調製日が同じで、利根川河川台帳平面図と同情報横断面図にも掲載されていることからみても、これらも利根川河川台帳の一部を成す資料であることは明らかである。

次章では、河川台帳調製における三角点・水準点の設置と活用について考察を行う。

Ⅲ. 利根川河川台帳調製における三角点と水準点

図の調製に欠くことのできない三角点、水準点であるが、本章ではそれぞれどのように設置され河川台帳に反映されたのかについて確認を行う。

(1) 利根川河川台帳調製における三角点

前章で確認したとおり、河川台帳は三角測量により測図され、調製されている。府県知

事は河川台帳調製のために、三角点の選定と保存を行い、選定した三角点については平面図中への記載が規定されている。しかし、前章で言及したとおり、利根川河川台帳平面図には、陸地測量部設置の三角点と埼玉県が設置したと思われる三角点の2種類が描かれている。そこで、この2つの三角点についてここでは検討する。

まず、陸地測量部設置の三角点について整理する。

河川台帳の雛形が出される半月前の大正11年5月31日、「利根川河川台帳経緯原点ノ件近藤内務技師ヨリ通知ノ件」（埼玉県行政文書 大 1302-15）として、河川台帳平面図調製の際に、経緯原点をどのように決定するかについて手引書が添えられ通達されている。

大正十一年五月十九日

近藤内務技師

利根川河川台帳経緯原点ノ件

本銚子町字田場代地所在陸地測量部三角点ヲ以テ利根川河川台帳経緯原点トスルコト
過日協議致候届其後尚攻究ノ結果陸地測量部三角点利用上成ルベク計算ノ手数ヲ省キ且ツ成ルベク測量ノ誤差ヲ少カラシムル為
左記ノ通り変更スル方可然相認候而シテ此変更ニ就テハ関係各府縣ニ於テ別段御異議無之モノト思考様間変更方協議決定セシモノト御承知相成度

記

一、陸地測量部東部原点（東京天文臺大子午儀中心ヲ通過スル経度即東経百参拾九度四拾四分四拾秒九〇〇〇ト北緯三拾六度参分参拾四秒九五式参トノ交叉点ニシテ所在ハ権現堂堤防ノ少シ南）ヲ以テ利根川（支派川ヲ含ム）河川台帳ノ経緯原点トス

以上

追テ参考ノ為陸地測量部三角点利用上ニ関スル心得ヲ左ニ記ス

（以下略）

この通達によると、利根川河川台帳平面図調製の際には、本銚子町字田場代地設置、陸地測量部三角点を経緯原点として使用することが指示されている。具体的には、東経139°44'49"000 北緯36°3'34"9523を経緯原点とする事としており、前章にて行った考察において、実際に利根川河川台帳平面図に記された経緯原点のひとつは、この数値である。この共通した経緯原点を使用することの利点として、計算の手間を省き、誤差を無くし精度を高めるため、としている。また、陸地測量部による三角点は「攻究ノ結果」と表現していることにも着目すべきである。

三角点の設置は、明治5年3月、初めて東京府下に、小規模な三角測量を施行したことに始まる。明治8年内務省は大三角測量事業を開始したが、明治政府の組織改編により事業は参謀本部に統合された。その後、参謀本部による本格的な一等三角点測量が明治16年に始まり、大正2年には一等三角点測量が完成している¹²⁾。これは後に、「明治成果」といわれている。

経緯原点についての通達が出されたのは、この一等三角測量が完了した9年後である。三角点設置という大事業が完了したものの、その利便性は認識されてはいなかったと思われる。そこで、政府は陸地測量部設置の三角点を使用することを奨励している。

大正11年12月15日に発行された中原貞三郎著『陸地測量部三角点利用法』¹³⁾では、陸地測量部の三角点は軍用地図調製の為だけのものではなく、活用することで改めて測量する経済的な負担も、計算上の誤差も防ぐことができる」と述べている。また、中原は自身が内務省第七区土木監督署長であった経験から、河川台帳にこそ陸地測量部設置三角点を使用すべきとして使用方法について論じている。

中原は、明治15年（1882）東京大学の土木科を卒業後、陸軍省陸地測量部に入り、明治19年（1886）陸軍5等技師、21年には東大講師を併任、戦前の陸地測量地図の基礎を固めた人物である。のち熊本県技師を経て明

治31年内務省第七区土木監督署長、39年総監府技師として朝鮮各地で道路整備に活躍し、44年大阪土木出張所長、大正2年(1913)欧米出張後には東京土木出張所に転じ利根川、渡良瀬川、荒川改修工事に尽力している¹⁴⁾。

中原は、地図と土木図面である河川台帳平面図の両方に精通しており、その中で共通する三角点の利活用を奨励していったと考えられる。自身の経験の中でも、精度の低い測量によって河川台帳平面図の連続する切図がつかない、出来上がった河川台帳平面図が現地と対応せず苦労したことなどを述べており、精度の高い図面の調製は長年の課題であったと思われる。

また、この『陸地測量部三角点利用法』は、明治30年から埼玉県の土木技手であった高野作次郎氏が所蔵していたものである¹⁵⁾。ここから高野ら当時の県土木技手がこの著作に基づいて河川台帳を調製したことは想像に難くない。

こうして、陸地測量部三角点の活用が積極的に推進されたものの、高野のような県の技手は別として、雇用された測量作業を行う一般の人々がこの三角点の設置場所を知り得たかどうかについては、大正2年1月23日の「陸地測量標石位置記入地図各町村共同購入ノ件児玉郡長ヨリ報告」(埼玉県行政文書 大226-1) および、大正2年2月4日「陸地測量標石位置記入地図各町村共同購入ノ件比企郡長ヨリ報告」(埼玉県行政文書 大226-2)の記録から、一等三角点設置事業完了と同時に一般の測量作業も把握していたことがわかる。

さて、利根川河川台帳平面図中には11点の陸地測量部設置三角点を使用されている。陸地測量部編『三角及水準測量成果摘要』(大正8年)¹⁶⁾によると、利根川付近の三角点すべてが使用されたわけではないようである。実際に使用された点と、使用されなかった点の違いについての考察は、今後の課題としたい。

また、県が設置したと思われる三角点であ

るが、利根川河川台帳平面図中には、三角点が多く記されている。役割としては、陸地測量部の三角点を補う点として設置されていると思われる。県が設置したと思われる三角点の現存が見られないことから、三角測量用に設置した、木製の規標(測量用檜)のみであったことも推測できる。

このように、河川台帳平面図調製において、陸地測量部三角点、県設置三角点の使用されてきた。次節では、三角点と対を成す水準点について考察する。

(2) 利根川河川台帳調製における水準点

前節では地図の背骨ともいべき三角点と河川台帳調製とのつながりを確認したが、ここではもう一本の背骨ともいべき水準点と河川台帳調製について確認を行う。

前章で考察のとおり、細則の第五条、第八条にて、府県知事は河川台帳調製のため水準点の設置と保存、その位置について台帳帳簿と台帳平面図に記載する旨が指示されている。利根川河川台帳帳簿、利根川河川台帳平面図ともに水準点の記載があることは前章にて確認したが、ここではさらにその詳細をみていくこととする。

利根川河川台帳平面図では、陸地測量部設置水準点が1点使用されており、利根川河川台帳帳簿によると、利根川流域に16点県として水準点を設置したことがわかる(表4)。平面図には、○にそれぞれギリシャ数字によって番号が記され、1図に1点程度が置かれている。設置場所は神社境内が最も多く、個人の私有地もあるが、いずれも堤防からおおよそ100mに位置している。本稿の執筆にあたって、この河川台帳に描かれた水準点(水準基標)の現地確認を行っているが、今回確認ができたのは4点であった。うち1点は、前述した陸地測量部設置水準点(写真19)であり、その他3点はこの利根川河川台帳調製のために埼玉県が設置した当時のものであった。

表4 利根川河川台帳による埼玉県内の水準基標設置場所と現存状況

資料番号	位置	番号	対照図面 番号	標高 (米)	所在地			摘要	現在の 市町村	現存
					大字名	字名	地番			
栗橋町	右岸	第2025号	第一号	12,584		上町	3408-1	村社八坂神社 陸地測量部設置水準照兼用	久喜市	○
東村	右岸	第2号	第二号	12,020	新川通	平野道下	672	新川通622 館野喜平所有地畑	加須市	確認 できず
大越村	右岸	第4号	第四号	15,176	大越	下寺前	1991-乙	小山判官墓地	加須市	確認 できず
村君村	右岸	第5号	第四号	16,196	堤	下内田	868-4	村社千方神社境内	羽生市	確認 できず
川俣村	右岸	第6号	第五号	18,264	稲子	諏訪	1209	村社諏訪神社参道	羽生市	○
新郷村	右岸	第7号	第六号	20,935	上新郷	別所	7295	村社白山神社	羽生市	○
北河原村	右岸	第8号	第七号	22,735	酒巻	宅地	2040	村社八幡神社境内	行田市	確認 できず
秦村	右岸	第9号	第八号	26,277	葛和田	二通	1971	同番地江黒太郎所有宅地	熊谷市	確認 できず
妻沼村	右岸	第10号	第九号	28,040	妻沼	女躰	1034	白鬚神社・稲荷神社境内	熊谷市	確認 できず
明戸村	右岸	第11号	第十一号	33,104	江原	西豆柄坪	865-1	旧堤敷	深谷市	○
中瀬村	右岸	第12号	第十三号	36,734		上中瀬	651-2	村社中瀬神社境内	深谷市	確認 できず
藤田村	右岸	第13号	第十四号	42,387	小和瀬	向河原 下通	896	群馬県佐波郡烏村476 田島丑松所有地	本庄市	確認 できず
旭村	右岸	第14号	第十六号	48,974	山王堂	山王	199-1	山王堂 五十嵐トウ所有地	本庄市	確認 できず
神保原村	右岸	第15号	第十七号	53,322	八丁河原	下組	497	稲荷神社境内	上里町	確認 できず
川辺村	左岸	第1号	第一号	15,278	本郷	小反前	747-7	村社鷲神社境内	加須市	確認 できず
利島村	左岸	第2号	第四号	16,233	飯積	本村	153	村社鷲神社境内	加須市	確認 できず

「利根川河川台帳簿」と現地調査により作成

埼玉県設置の水準基標は花崗岩で作られ、サイズは縦18cm×横18cm、頂部に10cmほどの半球体がついた角柱になっている。高さは土に埋もれているため、標石の状況それぞれで異なるが、いずれも側面二面に刻字があり、

一面に「不 No□」、その対面に「埼玉縣」となっている(図2)。当初標石の周囲には、陸地測量部設置の水準点標石と同様に、保護石が4石置かれていたと思われるが、現存する標石には見られなかった。



写真18 利根川河川台帳平面図 第一号
第二〇二五号 水準基標 部分 (A1859)



写真19 一等水準点 第2025号
(久喜市・八坂神社)



写真20 利根川河川台帳平面図 第五号
第6号 水準基標 部分 (A1877)



写真23 標石「木 No6 埼玉縣」
(羽生市・諏訪神社境内)



写真21 利根川河川台帳平面図 第七号
第7号 水準基標 部分 (A1878)



写真24 標石「木 No7 埼玉縣」
(羽生市・白山神社境内)



写真22 利根川河川台帳平面図 第十一号
第11号 水準基標 部分 (A1854)



写真25 標石「木 No11 埼玉縣」
(深谷市・旧堤敷 地藏堂横)

「木」と読める記号は、凡号水準点とよばれるイギリス式の水準点記号である。明治4年、イギリス人測量技師マックウェンらを採用し、測量技術を学んでおり、この際にこのイギリス式の「木」記号が導入された¹⁷⁾。

明治9年8月、内務省地理局は東京一塩釜間の近代的な高低測量を実施し、その事前に出された明治9年7月27日内務省達甲第28号には、別紙で凡号を刻んだ標石が図解されている¹⁸⁾ (図3)。

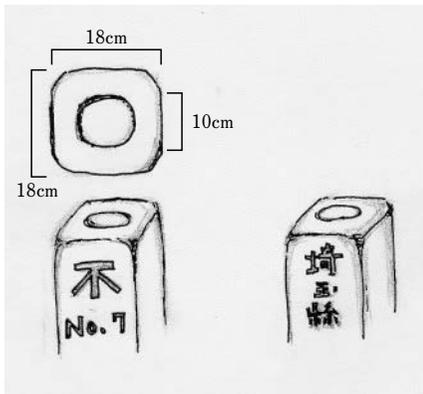


図2 利根川河川台帳水準基標
（著者作図）

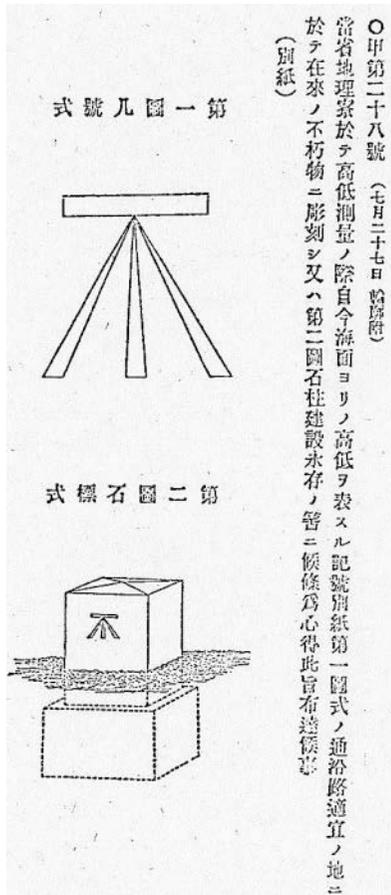


図3 明治9年7月27日
内務省達甲第28号 別紙
『法令全書』より転載

しかし、その後内務省での測量方法はドイツ式となったため、明治15年以降使用されていない。地図式がドイツ式になって以降も、河川台帳調製において凡号水準点が用いられているのは、興味深い事実である。

また、この標石の現存が少ない理由として、使用目的が河川台帳調製の為と限定的であり、それ以降の活用がなされないこと、また設置場所が私有地であるため、耕地整理や境内地の整理による土地の変化によっての亡失が理由として考えられる。

現存する3点とも劣化が激しく、また現在実施されている国土交通省による、スーパー堤防工事箇所付近に近接しているため、今後この3点についても亡失が懸念される。

IV. 調製の目的

上記のように、調製された河川台帳であるが、この「大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了利根川河川台帳」はなぜこの時期に調製されたのであろうか。また、表5にあるとおり、利根川河川台帳更正平面図が明治40年に調製されているにもかかわらず、なぜ改めて作らねばならなかったのか。その理由は、この河川台帳の調製期間に手掛かりがある。

当館所蔵の河川台帳平面図の調製期間を一覧にすると表5の通りである。利根川以外の台帳の調製期間は平均1年であり、本研究対象の利根川河川台帳の11年という調製期間は他に無い特異な長さである。この利根川河川台帳が調製された、大正8年から昭和5年は、利根川の第三期改修工事の期間と重なることがわかる。

河川法によって利根川が認定河川となると、明治33年より河口から佐原（千葉県）までを第一期、佐原から取手（茨城県）までを第二期、取手から群馬県佐原郡芝根村までを第三期として国の直轄による利根川改修が計画された¹⁹⁾。埼玉県域は第三期工事とされ、明治42年度から工事が着手されることとなった。しかし、利根川改修計画は20カ年と長

期計画であり、第三期改修は長期間待たされることとなったため、埼玉県議会は国に対して前倒しの改修工事を要望したが、当初の予定通り、明治43年(1910)から昭和5年(1930)にかけて改修工事が行われた。

表5 河川台帳調製期間

歴史資料の名称	着手(和暦)	結了(和暦)	調整期間
埼玉管内江戸川平面図	明治32	明治33	1年
渡良瀬川平面図	明治32	明治33	1年
権現堂川台帳更正平面図	明治32	明治33	1年
荒川筋平面図	明治34	明治38	4年
古利根川平面図	明治36.6	明治36.10	1年未満
江戸川河川台帳更正平面図	明治40	明治41	1年
利根川河川台帳更正平面図(軟)	明治40.5	明治41.3	1年未満
利根川河川台帳更正平面図	明治40	明治41	1年
権現堂川河川台帳更正平面図	明治40	明治41	1年
権現堂川筋平面図	明治40	明治41	1年
新河岸川実測平面図	明治45	大正2	1年未満
荒川河川台帳平面図	明治45.5	大正2.1	1年未満
小山川実測平面図	明治45	大正3	2年
荒川通平面図	[大正3]	[大正5]	2年
荒川堤外地調査平面図	大正3.3	大正3.9	1年未満
入間川実測平面図	大正4	大正6	1年
利根川河川台帳平面図	大正8.6	昭和5.3	11年
都幾川実測平面図	大正9.4	大正10.1	1年未満
神流川実測平面図	大正9.5	大正10.1	1年未満
櫻川実測平面図	大正10	大正10	1年
烏川実測平面図	大正10.1	大正10.3	1年未満
柳瀬川実測平面図	大正10.12	大正11.3	1年未満
入間川省略河川台帳平面図	大正11	大正12	1年
神流川省略河川台帳	大正11.9	大正12.3	1年未満
神川平面図	大正11.9	大正12.3	1年未満
渡良瀬川平面図	大正12	昭和3	5年
江戸川通河川平面図	昭和4	昭和6	2年
市野川実測平面図	昭和4.4	昭和4.7	1年未満
江戸川河川台帳平面図	昭和5	昭和7	2年
江戸川河川台帳更正平面図	昭和6	昭和7	1年
中川河川台帳平面図	昭和7.4	昭和9.3	2年

埼玉県立文書館所蔵目録より作成

明治における利根川の改修計画は、明治19年ムルデルによって立案された「利根川改修計画書(自妻沼至海)」による利根川全川の統一的な低水工事である。低水工事は、航通路の整備など、利水を目的とした工事である。しかし、工事以降も洪水による被害があとを絶たず、明治43年の大洪水もあって、これ以降、治水を目的とする高水工事へと転換されていった。第三期利根川改修工事は、高水工事であるため、流路変更や放水路の整備、堤防強化や河床の浚渫・掘削など大規模工事である。そのため、この利根川改修にともない、流路変更や土地の収用などが行われ、利根川流域は大きく変化した²⁰⁾。

大正12年の『知事更迭引継書類 内務部土木課土木課演説書』(埼玉県行政文書 大1399)によると、「河川台帳調製ニ関スル件」に、

改修区域ニ依リ新タニ河川敷地、附属物並ニ附近地等ヲ認定セル利根川及渡良瀬川河川台帳調製ニ付テハ、目下道路河川測量事務所ニ於テ測量中ニアリ

とあり、利根川改修工事によって、新しく河川敷に入った土地や附属物として認定された箇所を把握するために利根川河川台帳を道路河川測量事務所にて調製しているとのある。また、利根川河川台帳帳簿にも、内務大臣への申請書類に「内務省起業利根川改修工事施行ノ結果目下更正台帳調製中ニ有之候処」と記されていることから、利根川改修工事に伴う変化に応じて、河川台帳の調製が行われたことは間違いがない。

V. おわりに

本稿では、「大正八年六月六日着手 昭和五年三月三十日結了 利根川河川台帳」を研究対象とし、①利根川河川台帳の調製範囲と調製根拠、②河川台帳調製のための三角点・水準点、③利根川河川台帳の調製目的について考察を行った。本稿で明らかとなったことを以下にまとめる。

- 1, 利根川河川台帳は、大正10年改正『河川台帳ニ関スル細則』と、大正11年に出された「河川台帳平面図及横断面図雛形」を基として調製された。利根川河川台帳平面図は利根川を17の切図で表し、河川台帳は帳簿、平面図(実測図)、横断面図によって構成されている。
- 2, 河川台帳調製では、陸地測量部設置の三角点使用が奨励された。目的として、図の精度を高めること、府県ごとに設置費用を抑えること、陸地測量部の成果を周知することが理由と考えられる。また、埼玉県が設置した水準基標は3点現存することを確認した。

3、利根川河川台帳の調製理由は、利根川改修工事によって、新しく河川敷に入った土地や附属物として認定された箇所を把握するためであった。

河川台帳は、帳簿、平面図そして、横断面図それぞれが「河川台帳」である。帳簿に掲載すべきことは帳簿に、図解すべきことは平面図、横断面図へとそれぞれ最も理解しやすい表現で河川を表した「行政文書」といえる。

本研究では、大正から昭和にかけての利根川河川台帳について考察したが、当館には他の河川や、明治期に調製された台帳帳簿や平面図も多数所蔵している。今後は、明治期に調製された河川台帳の成立過程や、本稿ではふれられなかった調製を行った機関や技手についてなどを明らかにすることを課題とした。

〔付記〕

茨城大学大学院の小野寺淳教授からは貴重な助言を賜りました。末筆ながら、心より感謝申し上げます。

〔注〕

- 1) 埼玉県企画財政部土地水政策課『平成24年度 埼玉の土地』、埼玉県、2012、83頁。
- 2) 川幅日本一地域元気アップ実行委員会編集発行「川幅日本一 鴻巣市・吉見町散策マップ」(2011)によると、国土交通所荒川上流河川事務所の調査によって、平成20年2月鴻巣市一吉見町間の荒川の川幅が日本一と確認された。
- 3) アーバンクボタ編集室『URBAN KUBOTA』No.19 特集利根川号、1981、株式会社クボタ。
- 4) 埼玉県立文書館「埼玉県内外所在文書の基礎的調査研究」博物館等調査研究事業概報 第2集、埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課、1994、26-27頁。
- 5) 河田重三「文書館所蔵の「荒川堤外地調査平面図」について」、埼玉県立文書館

紀要 第9号、1996、36-46頁。

- 6) 田玉徳明「明治・大正期長野県による測量地図作成—その概要と成立過程—」、長野県立歴史館 研究紀要 第10号、2004、86-101頁。
- 7) 平野俊幸「河川台帳平面図について」、福井県文書館研究紀要 第6号、2009、49-60頁。
- 8) 埼玉県行政文書 明5821「渡良瀬川台帳」には、明治33年から昭和5年まで渡良瀬川台帳帳簿、権現堂川台帳帳簿、利根川台帳帳簿8冊が部分的に合綴されている。
- 9) 河田重三「文書館所蔵の「埼玉県管内荒川平面図」について」、文書館紀要 第8号、1995、100-109頁。
- 10) 山崎長節『陸地測量部大三角点の利用法』、中央工学会、1941、15-16頁。
- 11) 陸地測量部により明治35年に設置された三等三角点「豊田村」。
- 12) 高木菊三郎『日本地図測量小史』、古今書院、1931。
- 13) 埼玉県文書館資料 高野(作)氏関係文書54。
- 14) 土木学会ホームページ
<http://www.jsce.or.jp/outline/chair/chairman.html#chair10>
- 15) 埼玉県立文書館『諸家文書目録』VII、2009、9頁。
- 16) 陸地測量部『三角及水準測量成果摘要成果』、第10巻、1917。
- 17) 一等三角点研究会『一等三角点総覧』、日本測量協会2012、138頁。
- 18) 佐藤侑、師橋辰夫「明治初期測量史試論—伊能忠敬から近代測量の確立まで—」5、地図18-2、1980、34-44頁。
- 19) 埼玉県『埼玉県行政史』第一巻、1989、734-741頁。
- 20) 前掲3